

# 産業廃棄物処分業許可証

住所 神奈川県小田原市飯泉1373番地

氏名 株式会社マルキ

（法人にあつては  
名称及び代表者  
の氏名） 代表取締役 鈴木 英貴

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

神奈川県知事 黒岩 祐治



許可の年月日 令和 元年 12月 7日  
(初回許可年月日 昭和 54年 4月 12日)  
許可の有効年月日 令和 6年 12月 6日

## 1. 事業の範囲

### (1) 事業の区分

中間処理（破碎、溶融、溶融選別、減容固化、圧縮梱包）

### (2) 産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）

#### ア 破碎に係るもの

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、  
ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず

#### イ 溶融に係るもの

廃プラスチック類

#### ウ 溶融選別に係わるもの

金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず

#### エ 減容固化に係るもの

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず

#### オ 圧縮梱包に係るもの

廃プラスチック類

※ 取扱う産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物であるものを除く。

## 2. 事業の用に供するすべての施設

裏面記載のとおり

## 3. 許可の条件

なし

## 4. 許可の更新及び変更の状況

令和2年10月13日 変更届（グラッシュミキサー1号機の廃止）  
令和元年12月7日 更新許可

## 5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

無



2 事業の用に供するすべての施設

中間処分を行う場所及び施設の規模等は次に限る。

(1) 中間処分を行う場所

神奈川県小田原市飯泉1373-1外24筆 (6308.49㎡)

(2) 中間処理施設

ア 破碎施設

① 粉碎機 (1号)	処理能力	4.3 t/日 (8時間)	
② 粉碎機 (2号)	処理能力	4.3 t/日 (8時間)	
③ 粉碎機 (4号)	処理能力	4.2 t/日 (8時間)	
④ 粉碎機 (5号)	処理能力	4.5 t/日 (8時間)	
⑤ 粉碎機 (6号)	処理能力	4.3 t/日 (廃プラスチック類)	4.2 t/日 (紙くず)
		4.7 t/日 (木くず)	2.8 t/日 (繊維くず)
		(いずれも8時間)	
⑥ せん断機	処理能力	0.5 t/日 (8時間)	(前処理施設)

イ 熔融施設

① グラッシュミキサー (2号)	処理能力	2.2 t/日 (8時間)
② 発泡熔融機	処理能力	8.0 m <sup>3</sup> /日 (8時間)

ウ 熔融施設及び熔融選別施設

① 造粒機 (1号)	処理能力	2.4 t/日 (8時間)
② 造粒機 (2号)	処理能力	1.5 t/日 (8時間)

エ 減容固化施設

造粒機	処理能力	8.8 t/日 (14時間)
-----	------	----------------

オ 圧縮梱包施設

圧縮梱包機	処理能力	3.5 t/日 (8時間)
-------	------	---------------

(3) 中間処分用保管施設

受入廃棄物保管施設	保管面積	308 m <sup>2</sup>	最大保管量	731 m <sup>3</sup>
・ 廃プラスチック類			保管面積	263 m <sup>2</sup>
			最大保管量	675 m <sup>3</sup>
・ 木くず			保管面積	17 m <sup>2</sup>
			最大保管量	22 m <sup>3</sup>
・ 紙くず			保管面積	28 m <sup>2</sup>
			最大保管量	34 m <sup>3</sup>